

積算疑義の申立に対する回答書

- 1 案件番号 2024100777001
- 2 工 事 名 主要地方道久地伏谷線（くすの木台工区）歩道新設その他工事（6－1）
- 3 開 札 日 令和7年1月29日
- （再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日）

申立内容	回 答
第20号明細書 防護柵撤去工 ① 防護柵設置工(ガードレール) ② 横断・転落防止柵設置工(材料費無)	設計書の「昼2」は、「昼間作業、時間的制約を受ける場合（作業時間：7 時間/日を超え 7.5 時間/日以下）」の意味です。
第30号明細書 防護柵撤去工 ③ 道路付属物設置工(車線分離標設置)	一方、申立内容の各市場単価の「時間的制約を受ける場合」は、適用基準によると「通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。」となっております。
第31号明細書 防護柵工 ④ 横断・転落防止柵設置工(材工共)の 2 件	よって、設計書の「昼2」は、申立内容の各市場単価の「時間的制約を受ける場合」に該当しません。
①～④ですが設計書は「昼2」なので時間的制約を受ける場合の補正が有ると思いますが、補正をされていますか。	

検証結果
市の積算に誤りはありませんでした。 よって、落札候補者を決定し、開札結果を公表します。